

委員質問・意見等

第 137 回定例会（11 月 5 日）受付分

（浅賀委員）

● 当会の今後の検討委員会 に対する 意見

検討委員会後、10月17日に全体会があり、結論が出ました。ただ、何故このような内容を私ども委員が話し合わなければならないのか釈然としません。中でも10年在席している事が大きく問題視されたが、これも理解出来ない。企業でも、行政でも大きく社会でも経験者（10年）が問題になる事があるのだろうか。10年在席している弊害があったのだろうか？

会発足以降、ほぼボランティア精神がなければ10年間も続かなかったと思われる。又、誰もが真剣に意見交換し、それぞれの立場も理解出来るまでになったと思う。

結論が出た現在、10年生は去る事になると思うが、人数も会の1/3となると思われる。会長はじめ、運営委員の方々が支えられてきた。会運営も、積み上げられてきたものと思われる。オブザーバーの方々のコミュニケーションも、皆様方のご努力が大きかったと思います。

何か10年在席している事が罪悪感が残り、どの様に表現して良いのかわかりません。会長はじめ、数人は残って、会運営の指南役を果たされた方が良いのではと、今回まで、考えています。国内でも他に類を見ないフェアな会です。継続を望みます。

第 137 回定例会後（11 月 6 日）受付分

（武本（和）委員）

● 東京電力、行政 に対する 質問

定例会で口頭質問しましたが、正確を期すため文書で質問します。（別紙）

東京電力と行政に対する質問

武本和幸

1. 地質調査はいつまで続くのか

北2測線上の斜ボーリングは3地点で、それぞれ複数本が実施されたが(11.05現在継続中)、断層が確認された結果、その走向や傾斜を確認するために実施しているのではないのか。現場の調査表示札等の調査期間の欄には、数日前まで11月5日までとなっていたものが、12月26日までに変更になった。

着手当初には3ヶ月程度だと説明されていた調査期間は、数回延長され、長期間続いている。

3月末までの表示理由を聞いた際には、調査期間でなく植生回復のための期間との回答があった。この場所は11月に入っても調査が完了していない。冬期間に植樹をすることは常識では考えられない。植生回復で期間を要すとの答弁は、その場しのぎの出任せ答弁だったのではないのか。不信を覚える。

東京電力に問う。

・斜ボーリングは、「東電の阿多鳥浜テフラ等がほぼ水平論」を否定する事実が確認されたために実施している調査ではないのか。斜ボーリングは何のために実施しているのか。

- ・地盤調査はいつまで続くのか。
- ・調査完了まで時間を要すなら、中間報告をすべきでないのか。

行政(規制委・新潟県・柏崎市刈羽村)に問う。

- ・東京電力に中間報告を求める必要はないのか。

2. 安田層の堆積年代の根拠となった火山灰に関する質問

東京電力は、2012.8.10の保安院時代の意見聴取会までは、安田層と番神砂層下部水成層(大湊砂層)は後期更新世の堆積層で、安田層A2、A3、A4は整合関係、A4と大湊砂層は整合・一部指交としていた。

2013.4.18の安田層調査報告から、安田層は中期更新世の堆積層、安田層A2、A3、A4部位層は整合関係、A4部位層と大湊砂層は不整合とした。

9.27の規制基準適合申請時には、安田層の名称を古安田層に変更した。

東京電力は、番神砂層下部水成層の上に中子軽石層(NG)が、安田層A2層中に阿多鳥浜テフラ(At-Th)が存在するとしている。その根拠は1996年に、岸・宮脇等が第四紀学会誌に投稿した「新潟県柏崎平野における上部更新統の層序と古環境の復元」という論文である。

論文ではNGを確認した地点は、十日市、長崎、東の輪、鯨波であるとして、平面図や表、柱状断面図が掲載されている。最近、試料採取位置が、平面図と柱状断面図、表で支離滅裂であることや、柱状断面図でNGが番神砂層上に表示されていないことを指摘し、論文の平面図は大縮尺なので、試料採取位置を特定可能な平面図を求めた。10月20日になって住宅地図上に試料採取位置を示した図面が提供された。

この図の4地点は論文の地点番号と異なる。また、番神砂層下部水成層が存在しない地点も多数ある。

東京電力はNG火山灰に関して、最近も大湊砂層上に存在すること、その根拠は1996論文であることを繰り返し主張している。

NG問題は、国は保安院時代に東電主張を承認し、新潟県の技術委員会でも深い議論にならなかった。

先月の御嶽火山灰に対する質問に対して、椎谷の露頭の議論で回答があった(11.05)。椎谷露頭は東電が高位段丘で安田層でないと主張し、荒浜砂丘グループは安田層と主張していた地点である。

こうした事実を踏まえ、東京電力と規制委、新潟県に問う

東京電力に問う。

- ・論文掲載の平面図・柱状断面図と表で、試料番号に矛盾があることを認めるか。どちらが本当なのか。
- ・論文掲載の柱状図ではNG位置の下に大湊砂層が存在していない地点が4地点中3地点に及ぶ。どうして大湊砂層上にNGが存在すると言えるのか。
- ・最近提供した住宅地図の採取位置で大湊砂層が存在しない地点が4地点中3地点に及ぶ。
- ・安田層の年代決定にNGは重要な要素であると考えますが、上記事項は、曖昧な根拠で主張していることにならないのか。
- ・御嶽火山灰(On-Pm1)の議論を椎谷露頭の問題とするのはすり替えでないのか。

規制委・新潟県に問う

- ・東電見解の「大湊砂層上にNGが存在する」との事実確認をどうするのか。確認不要ならその理由は何か。